

【資料4】

全国健康保険協会 鳥取支部

平成30年度 事業計画

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>○現金給付の適正化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正の疑いのある事案については、保険給付適正化PTの議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。 ・傷病手当金と障害年金等の併給調整について、会計検査院からの指摘も踏まえ、確実に実施する。 <p>○効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬が正しく請求されているか確認を行うとともに、医療費の適正化を図るために資格・外傷・内容点検を実施する。 ・内容点検は、自動点検システムの活用や点検員のレベルアップ、査定事例などの情報収集、支払基金との協議強化などの取り組みを「内容点検効果向上計画」を策定することで一体的に管理・運用し点検効果額の向上を目指す。 <p>【KPI】 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする。</p> <p>○柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化する。 <p>【KPI】 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。</p> <p>○返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底する。 ・事業主や加入者に対しては、資格喪失後（または被扶養者削除後）は保険証を確実に返却していただくよう、チラシやポスターなどの広報媒体や健康保険委員研修会等を通じ周知を行う。 ・保険証未回収が多い事業所へは文書、電話や訪問により、資格喪失届の保険証添付について周知を行う。

- ・不適正に使用された医療費等を回収するため、返納金債権等については、早期回収に努め、文書催告のほか、弁護士催告、電話や訪問による催告を行うとともに、納付拒否者に対しては法的手続きによる回収を積極的に実施するなど債権回収の強化を図る。
- ・資格喪失後受診による返納金債権については、保険者間調整のスキームを積極的に活用し、回収に努める。
- ・交通事故等が原因による損害賠償金債権については、損害保険会社等に対して早期に折衝を図り、より確実な回収に努める。

- 【KPI】① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を96.8%以上とする。
- ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする。
- ③ 医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする。

○サービス水準の向上

- ・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。
- ・傷病手当金・出産手当金・出産育児一時金・埋葬料の現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。その他の現金給付についても速やかに支給決定に努める。
- ・申請手続きは、郵送でも出来ることを各種広報や各種研修会等において周知し、お客様の利便性の向上を図る。

- 【KPI】① サービススタンダードの達成状況を100%とする。
- ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を70.0%以上とする。

○限度額適用認定証の利用促進

- ・事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、医療機関の窓口に申請書を配置するなど利用促進を図る。

- 【KPI】高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を88.0%以上とする。

○被扶養者資格の再確認の徹底

- ・被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行う。

- 【KPI】被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を94.5%以上とする

2. 戦略的保険者機能関係	<p>○ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供</p> <p>「健康経営推進事業（コラボヘルス事業）」を柱とし、 事業所単位では、「健康経営宣言事業所数」の拡大を図ると共に、宣言された事業所には、健康度の見える化ツール「健康度カルテ」の配布を行い、事業主・事業所の行動変容につなげる。 個人単位では、「健康経営宣言事業所」・「コラボヘルス取組事業所」の被保険者、特定保健指導対象の被保険者に対して、経年変化、協会からのアドバイスなどを入れた「健康度カルテ：個人版」の配布を行い、健康づくりへの行動変容につなげる。 また、本部が導入予定としている支部ごとの加入者の健康・医療データをまとめた支部別スコアリングレポートについては、支部独自作成の「健康度カルテ」からのスムーズな移行とさらなる活用につなげる。</p> <hr/> <p>○データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <p>上位目標：健康経営（コラボヘルス）の推進により、加入者の健康度を向上する。 <u>特定保健指導実施者の改善率 平成35年度末目標：40%（H28：34%）</u></p> <hr/> <p>i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <p>○被保険者（40歳以上）（受診対象者数： 82,002人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率 57%（実施見込者数： 46,741人） ・事業者健診データ 取得率 12%（取得見込者数： 9,840人） <p>○被扶養者（受診対象者数： 20,716人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率 22%（実施見込者数： 4,558人） <p>○健診の受診勧奨対策 事業所対策</p>

- ・鳥取県、労働局などと連携し、「健康経営」を通じ、健診受診勧奨と事業者健診データの取得促進
- ・事業所への訪問・電話勧奨の実施による生活習慣病予防健診の受診勧奨
- ・新規事業所・加入者への月次による健診案内通知
- ・業態に合った受診勧奨及びデータ提供依頼実施

被扶養者対策

- ・特定健診受診率等の分析にもとづく、効果的な未受診者への受診勧奨
- ・市町村、関係機関と連携し、「特定健診・がん検診ダブル受診推進事業」の推進
市町村の集団検診における共同広報
市町村、健診機関と連携した協会けんぽ単独健診
- ・事業所への訪問・電話勧奨の実施による特定健診の受診勧奨
- ・事業主と協会のコラボによる受診勧奨

- 【KPI】① 生活習慣病予防健診実施率を 57.0%以上とする
② 事業者健診データ取得率を 12.0%以上とする
③ 被扶養者の特定健診受診率を 22.0%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上及び平成 30 年度からの制度見直しへの対応

○被保険者（受診対象者数： 10,824 人）

- ・特定保健指導 実施率 29%（実施見込者数： 3,139 人）
（内訳）協会保健師実施分 27%（実施見込者数： 2,922 人）
アウトソーシング分 2%（実施見込者数： 216 人）

○被扶養者（受診対象者数： 446 人）

- ・特定保健指導 実施率 4%（実施見込者数： 17 人）

○保健指導の受診勧奨対策

特定保健指導受診勧奨対策

- ・平成 30 年度制度改正に合わせ、健診実施機関と連携し、健診受診日の初回面談の実施
- ・特定保健指導の外部委託化
- ・特定保健指導の改善結果を活用した未実施事業所への勧奨
- ・業態別の特性を活かした案内文書による特定保健指導実施拡大
- ・被扶養者の特定保健指導未実施者への直接勧奨

特定保健指導中断者対策

- ・平成 30 年度制度改正に合わせ、新たな特定保健指導の手法を検討・実施

特定保健指導による改善率の向上

- ・支部内研修等による保健師・管理栄養士のスキルアップ
- ・指導終了後のフォローアップ実施

【KPI】 特定保健指導の実施率を 28.0%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 540 人

○重症化予防事業

- ・医療機関受診につながる効果的な文書勧奨手法を検討・実施
- ・かかりつけ医と連携した糖尿病の重症化予防の取組を検討・実施
- ・市町村など関係機関と連携した糖尿病予防セミナーの実施

【KPI】 受診勧奨後 3 か月以内に医療機関を受診した者の割合を 11.1%以上とする

iv) 健康経営（コラボヘルスの推進）

○鳥取県との「健康経営マイレージ事業」の推進

- ・宣言事業所 平成 30 年度末目標 1,800 事業所：300 事業所増
(平成 35 年度末目標 3,000 事業所)
- ・オール鳥取の視点による事業の見直し

- ・ 県、市町村他関係機関との連携の強化・拡大

○宣言事業所に対するフォローアップ→コラボヘルス事業

- ・ 健康度カルテ
- ・ 健康経営通信
- ・ 健康づくりメニュー
- ・ 表彰制度（支部長、県知事）
- ・ 健康経営セミナー
- ・ 独自取組の収集・発信「事例集」
- ・ 金利優遇制度 など

○広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

協会の財政状況、事業について、理解・協力を得るため、様々なチャネルを使い広報を進める。
特に、本年度実施のインセンティブに係る部分においては、料率にもかかわるため丁寧な広報を実施する。
健康保険委員、健康経営宣言事業所を広報の重点対象として、専用広報、研修会などにより、積極的に周知を進める。

- ・ 健康保険委員委嘱者数 平成 30 年度末目標 2,300 事業所：200 事業所増
(平成 35 年度末目標 3,000 事業所)
- ・ 健康宣言事業所 平成 30 年度末目標 1,800 事業所：300 事業所増
(平成 35 年度末目標 3,000 事業所)
- ・ けんぽ便りとっとり 年 4 回
- ・ 健康経営通信 年 4 回
- ・ 5 月：従業員の健康管理促進セミナー
- ・ 10 月：健康経営実践セミナー
- ・ 11 月：年金委員・健康保険委員合同研修会
- ・ 2 月：お薬セミナー

評議会、健康づくり推進協議会を開催し、協会事業の理解・協力を得ると同時に
事業主、学識、被保険者などの意見を聴き、事業の見直しを行う。(評議会：年6回、健推協：年2回)

【KPI】① 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。

② 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を68.0%以上とする。

○ジェネリック医薬品の使用促進

薬剤師会との連携を進め、継続事業（健診受診勧奨）に加え、ジェネリック医薬品の促進、お薬手帳の推進、
適切なお薬の使い方、多剤対策、健康サポート薬局の推進など、総合的な事業として展開する。

- ・希望シール、Q & Aなど広報物の配布
- ・軽減額通知の発送
- ・本部提供ツール（ジェネリックカルテ）の活用
- ・お薬セミナー、研修会などでの講演
- ・薬剤師会の協力による広報掲載

【KPI】協会けんぽのジェネリック医薬品使用割合を76.9%以上とする。

○調査研究、及び医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ

- ・医療費、健診結果などのデータから、協会けんぽの支部別での比較分析
- ・同様に、鳥取県、市町村など関係機関と連携した県全体の視点での分析
- ・加入者、事業主、関係機関の視点に立った新しい視点の分析
- ・加入者・事業主へのアンケート・意識調査
- ・鳥取大学などの学術機関との監修による信頼性の担保
- ・健康課題の抽出と効果的な対策の実施
- ・分析結果の発信

加入者・事業主へのわかりやすい広報

外部会議、医療関係者へ発表・提言

【KPI】① 他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議への被用者保険者の参加率を100%
とする

	<p>② 「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する</p>
<p>3. 組織体制関係</p>	<p>○リスク管理、コンプライアンス・個人情報保護等の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各委員会の開催、自主点検の年間計画を策定し、確実に実施 ・不断の点検による各種規程の遵守 ・点検を通じた個人レベルでのリスク管理の意識醸成と遵守を徹底 ・アクセス権限、パスワードなど自己管理状況を常時点検 <p>○戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部指定の研修に、支部独自の研修を加え、年間計画策定により確実に実施 ・研修のあり方の見直し <ul style="list-style-type: none"> ○ f f J T と ○ J T を組み合わせた実践的な研修 協会事業、理念を理解でき、自ら育つという意識改革につながる研修 外部有識者を招いての、外部視点を取り入れた研修 <p>○適正な労務管理と標準人員に基づく人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準人員に基づき、支部事業に合わせ、業務の効率化、生産性の向上につながる適正かつ柔軟な人員配置。 ・労働負荷の平準化により、有給取得促進、超勤管理の削減を進める <p>○費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・競争入札の実施、消耗品などの適切な在庫管理による経費削減 ・複数年契約、まとめ払い、外部委託の活用などによる経費削減 ・調達審査委員会を開催し、契約の適正化を図る。調達結果についてはホームページに公表することにより協会事業の透明性を維持する。